

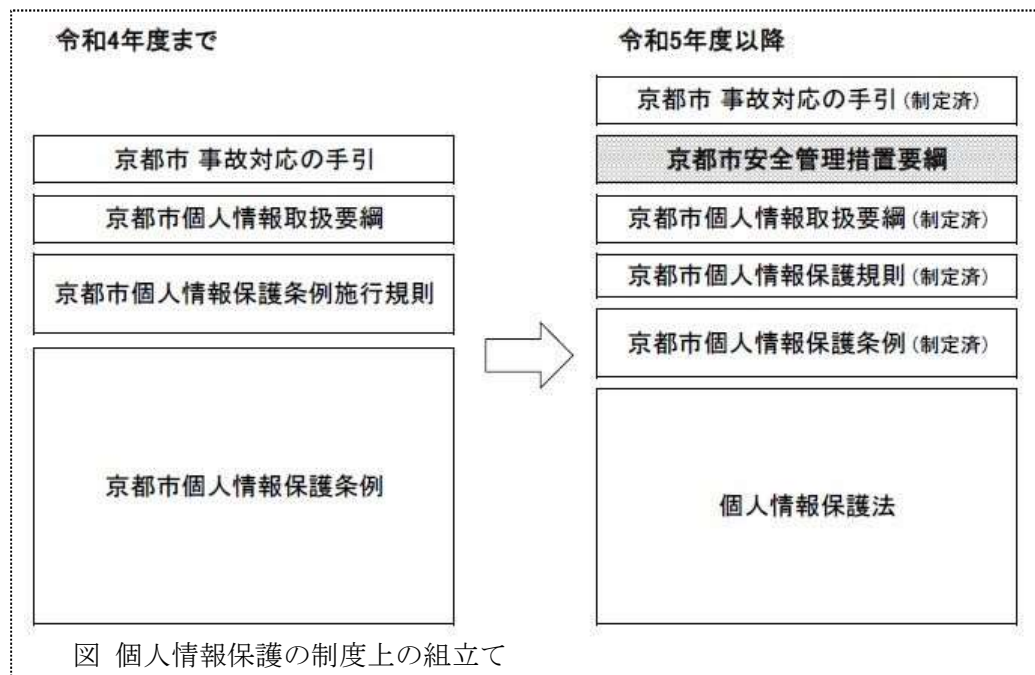
京都市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（案）について

1 当要綱の位置づけ

個人情報保護法の改正を受け、令和5年4月に、京都市個人情報保護条例、京都市個人情報保護規則が施行され、新制度の運用が開始された。新制度においては、次のような仕組みの変化が生じており、本市でも対応を進めてきた。

- (1) 個人情報開示請求事務の全国共通化
- (2) 個人情報ファイル簿の作成、公開
- (3) 京都市情報公開・個人情報保護審議会の役割の変化
- (4) 行政機関等匿名加工情報提供制度の開始

更に、個人情報保護法の目的である「個人の権利利益の保護」を一層確保するため、個人情報の適切な管理に関する定めの整備が地方自治体に求められている。



京都市の安全管理措置については、旧条例下では、「個人情報 事故対応の手引」、審議会での個別事案の審査、庁内におけるコンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間での全職員へのチェックシート確認の取組、個人情報に関する庁内研修の実施等、複数の施策の組み合わせで対処していたが、新制度下では、これらの要素を包括的に規定する“**安全管理措置要綱**”（京都市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱）を策定することとする。

そこで、個人情報保護委員会の事務対応ガイド内「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（標準規程）や他都市の事例も参考にして、別紙のとおり、安全管理措置要綱の案文を作成した。

2 京都市の安全管理措置要綱の特徴

○ 個人情報管理責任者

京都市では、京都市個人情報保護条例第3条及び京都市個人情報保護規則第3条により、各所管課に個人情報管理責任者（課長）を設置し、個人情報の適正な取扱いを確保している。安全管理措置要綱でも、この京都市独自の仕組みを踏襲し、各所管課の個人情報管理責任者を中心とした情報の管理を求める。

○ 個人情報取扱事務の委託

令和4年度に、尼崎市で、大量の個人情報が入ったUSBメモリーの紛失があった。基礎自治体では、重要かつ大量の個人情報を扱っているが、漏えい等の事故は、庁内組織内だけで生じるものではなく、業務委託先からも発生し得ることが大きな社会的関心を集めた。

京都市では、庁内向けに、「個人情報を取り扱う業務の委託に伴う必要な措置について」（令和5年10月6日通知）を発出し、業務委託先である民間企業等に対する個人情報取扱いの監督強化や契約面での特記事項の設定を求め、10月以降、委託先へのチェック機能は強化されているが、安全管理措置要綱でも委託先に対するルールを詳細に定め、対外的にも公開する。

○ 個人情報事故の報告

旧条例下では、個人情報事故が起こった時、自治体内部での報告、共有、対処という仕組みだったが、新制度では、重大な個人情報事故に関しては個人情報保護委員会への報告義務が課せられた。安全管理措置要綱では、この点についての事務手続を明記し、また、事後的な再発防止策の策定、報告も制度化する。

○ 監査、点検、評価

旧条例下では、個人情報の各課での取扱いに関し、監査、点検、評価というサイクルは設けていなかったが、国の「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（標準規程）で、監査、点検、評価という動きが推奨されていることから、本市でも導入する。

「京都市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱案」
に関するご意見について

本市の要綱は、個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）」において、行政機関等が保有する個人情報の安全管理のために最低限講じるべき措置として示した内容を反映する形で作成しています。

今回の審議会にあたって委員の先生から「委員の方々は広い知見をお持ちだから、委員の方々の身近な事例で、実務ベースで役立つ具体的な取組事例など聞いてみればどうか」という趣旨の御提案をいただきました。

御提案に甘える形となり恐縮ではありますが、例えば以下の項目などにつきまして、他都市やご自身が活動されている組織等において講じられている措置で、参考となる事例を御存知であれば御教示いただきたく存じます。また、本市として講じるべき措置などございましたら、御意見等を賜れば幸いです。

項目		論点	関係規定
項目 1	組織的安全管理措置	個人情報管理責任者が所管課等内において講じるべき安全管理措置	要綱第 4 条
項目 2	人的安全管理措置	研修の実施方法	要綱第 6 条
項目 3	保有個人情報の取扱いの委託及び指定管理者に係る措置	・個人情報取扱事務を委託する場合に講じるべき必要な措置 ・個人情報取扱事務の受託者が、当該事務を再委託する場合に講じるべき必要な措置	要綱第 1 6 条第 1 項及び第 3 項
項目 4	監査及び点検の実施	監査及び点検の手法	要綱第 2 1 条及び第 2 2 条

京都市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 用語の意義は、法、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱の定めるところによる。

第2章 管理体制

第1節 組織的安全管理措置

(個人情報保護総括管理者)

第3条 保有個人情報に関する総合的な管理を図るため、個人情報保護総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置くこととし、総合企画局情報化推進室長をもって充てる。

2 総括管理者は、実施機関における保有個人情報の管理に関する事務を統括する任に当たる。

(個人情報管理責任者の役割)

第4条 条例第3条に基づき設置した個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、所管課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

2 管理責任者は前項の任の中で、特に、保有個人情報を京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用などに関する規程第2条第1号に規定する情報システム（以下「情報システム」という。）で取り扱う場合には、同規程第11条に規定する情報システム管理者と連携し、その任に当たる。

3 情報システムにより個人情報を取り扱う際、取扱い情報量が大量になる情報システムの技術的特性を踏まえ、前項の任の中で、管理責任者は次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じることとする。

(1) 保有個人情報の特性等その内容（個人識別の容易性、個人番号等の有無、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等をいう。以下同じ。）に応じて台帳等を整備し、保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録し、取扱状況を把握すること。

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失、若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）又はそれらの兆候を認識したときの報告連絡体制及び対応体制を整備すること。

4 管理責任者は、保有個人情報の記録媒体、保管方法等を適宜確認し、適切な管理が行われていないと認めるときは、その見直し及び改善に取り組むものとする。

(個人情報監査責任者)

第5条 本市に個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置くこととし、総合企画局情報化推進室情報管理課長の職にある者をもって充てる。監査責任者は、保有個人情報の管理

の状況について監査する任に当たる。

第2節 人的安全管理措置

(教育研修の実施)

第6条 総括管理者は、管理責任者に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な教育研修を行うとともに、職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 管理責任者は、所管課等内の職員に対して個人情報の適切な管理のために、所管課等の所管業務の性質に応じて必要な研修及び指導を行う。

(監督)

第7条 総括責任者は、管理責任者が行う保有個人情報の管理について、必要な監督、指導等を行う。

2 管理責任者は、前項による指導等を受けたときは、是正措置を講じなければならない。

第3節 物理的安全管理措置

(利用又は閲覧の制限)

第8条 管理責任者は、保有個人情報の特性等その内容に応じて、保有個人情報を利用し、又は閲覧する権限を有する職員の範囲及び権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限のものに限定しなければならない。

2 保有個人情報を利用し、又は閲覧する権限を有しない職員は、これを利用し、又は閲覧してはならない。

3 職員及び管理責任者（以下「職員等」という。）は、保有個人情報を利用し、又は閲覧する権限を有する場合であっても、利用目的以外の目的でこれを利用し、又は閲覧してはならない。

4 職員等は、業務上知り得た保有個人情報を正当な理由なく他に知らせてはならない。異動、退職等によりその職を退いた後も、また同様とする。

(複製等の制限)

第9条 職員は、その利用及び閲覧の権限の範囲内において保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行うときは、保有個人情報の特性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するとともに、管理責任者の指示に従わなければならない。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体（紙媒体を含む。以下「媒体」という。）の執務室外への持ち出し又は送付

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為（誤りの訂正等）

第10条 職員は、保有個人情報の内容に誤りを発見したときは、管理責任者の指示に従い、速やかに訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所において適切に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

2 職員等は、保有個人情報が記録されている電子媒体を外部へ持ち出し又は送付する場合は、原則としてパスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。）を設定する等、アクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第12条 職員等は、保有個人情報を含む電磁的記録又はその媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、保有個人情報の特性等その内容に応じて、2名以上の職員による確認を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第13条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、確実かつ速やかに当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を行うものとする。

第4節 技術的安全管理措置

(情報セキュリティ関係規定の遵守)

第14条 職員等は、保有個人情報を情報システムで取り扱う事務を行う場合、京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程、京都市情報セキュリティ対策基準をはじめとする情報セキュリティ関係規定を遵守し、適切な事務を行わなければならない。

(外国における制度の把握)

第15条 管理責任者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない。

第3章 保有個人情報の取扱いの委託及び指定管理者に係る措置

(業務の委託等)

第16条 保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合（特定の業務を実施するに当たって個人情報を取り扱うこととなる業務を委託する場合であり、業務を委託するときに所管課等が受託者に個人情報を提供する場合のほか、委託業務を実施する中で受託者が個人情報を収集する場合をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者に取り扱わせる個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限のものとすること。
- (2) 管理責任者は、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定すること。
- (3) 委託する業務の特性に応じて、当該業務に係る契約の仕様書に、「個人情報取扱事務の委

託契約に係る共通仕様書」に規定する事項を含めること。

- (4) 前号の規定に基づき作成した仕様書の内容が適切に履行されていることを確認するため、委託先における個人情報の取扱状況について、定期的に報告を求めるとともに、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (5) 保有個人情報の特性等その内容に応じて、委託先における個人情報の取扱状況について原則として、少なくとも契約期間中に年1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、実地検査により確認を行うこと。
- 2 前項の規定は、公の施設の管理の業務を指定管理者に委託する場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - 3 保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託先に第1項第1号から第3号の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の特性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが同項第4号及び第5号の措置を実施する。また、当該業務が再々委託（再々委託以降の全ての段階における委託を含む。）される場合も同様とする。

第4章 安全管理上の問題への対応

（事故の報告及び再発防止措置）

- 第17条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事故であつて、法第68条第1項で定める事故又は京都市個人情報保護規則第4条で定める事故が生じた場合、又は生じるおそれを認識した場合は、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する管理責任者に報告しなければならない。
- 2 前条の規定による報告を受けた管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。特に、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、職員等は、当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行之得る措置については、直ちに行うものとする。
 - 3 第1項の規定による報告を受けた管理責任者は、当該事故の発生した経緯、被害状況等を調査し、遅滞なく、事故が発生した所管課等が属する局区等（京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、区役所支所をいう。以下同じ。）の庶務担当課の長に報告するとともに、対応を協議する。
 - 4 局区等の庶務担当課の長は、前項の規定により事故報告を受けたときは、所管課等において当該事故を知った時点から3日以内に当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括管理者に報告しなければならない。
 - 5 局区等の庶務担当課の長は、第2項による報告を受けたとき、特に重大と認める事案が発生したと認める場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告しなければならない。

（個人情報保護委員会への報告及び本人への通知等）

- 第18条 管理責任者は、法第68条第1項の規定に基づき個人情報保護委員会への報告を要するものが発生したときは、当該事故が発覚した時点から、前条で定める手続と並行して、同委

員会による事案の把握等に協力するものとする。

(事故の公表等)

第19条 管理責任者は、法第68条第2項第1号及び条例第4条第1号における本人への通知が困難な場合には、事実関係及び対応方針を公表するなど本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるものとする。

2 前項にかかわらず、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事故が発生した場合であって、管理責任者が必要と認める場合には、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び対応方針を公表することができる。

3 前項に定める管理責任者が必要と認める場合の判定に当たっては、サイバー攻撃等の悪質性の大きさ、その他当該事故がもたらす社会的な影響を勘案する。

(改善に向けた取組)

第20条 管理責任者は、前2条に定める措置を行った後、事実関係を調査してその原因の究明を行い、同様の事故が生じないように、保有個人情報の取扱いについての再発防止策をまとめ、総括管理者へ報告する。

2 総括管理者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、同種の業務を実施している所管課等に再発防止策を伝達する。

第5章 監査及び点検の実施

(監査の実施)

第21条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、保有個人情報の管理状況について定期又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括管理者へ報告する。

2 総括管理者は、監査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、監査対象となった所管課等の管理責任者に当該監査結果に係る対処を指示しなければならない。

3 管理責任者は、前項の指示を受けたときは、是正措置を講じなければならない。

(点検の実施)

第22条 管理責任者は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は必要に応じ随時に点検を行い、その結果を総括管理者へ報告するものとする。

(評価及び見直し)

第23条 総括管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、本要綱等の見直し等について検討を行うなどの措置を講じる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。